

第 6 9 期

# 決 算 公 告

〔令和 2年 5月 1日から  
令和 3年 4月 30日まで〕

ミヤコ自動車工業株式会社

# 貸 借 対 照 表

( 令 和 3 年 4 月 3 0 日 現 在 )

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,936,431	流 動 負 債	1,330,992
現金及び預金	1,806,503	支払手形	594,020
受取手形	201,068	買掛金	304,848
電子記録債権	521,081	一年以内返済長期借入金	85,000
売掛金	612,197	未払金	107,234
商品・製品	440,704	未払法人税等	57,297
原材料	317,581	未払消費税等	50,138
仕掛品	13,748	賞与引当金	115,000
貯蔵品	19,539	その他の流動負債	17,451
その他の流動資産	11,007	固 定 負 債	384,969
貸倒引当金	△ 7,000	長期借入金	136,500
固 定 資 産	2,464,348	預り保証金	12,000
有形固定資産	1,104,319	退職給付引当金	63,063
建物・構築物	188,669	役員退職慰労引当金	14,710
機械装置	219,874	繰延税金負債	158,695
車両運搬具	2,485		
工具器具備品	50,469	負 債 合 計	1,715,961
土地	640,609	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	2,210	株 主 資 本	4,028,736
無形固定資産	32,245	資本金	151,000
電話加入権	22	資本剰余金	69,699
ソフトウェア	32,223	資本準備金	69,699
投資その他の資産	1,327,783	利益剰余金	3,808,036
投資有価証券	1,166,650	利益準備金	37,750
子会社株式	46,200	その他利益剰余金	3,770,286
長期貸付金	12,430	別途積立金	3,300,000
保険積立金	58,530	繰越利益剰余金	470,286
その他の投資	58,972	(うち当期純利益)	(245,525)
貸倒引当金	△ 15,000	評価・換算差額等	656,082
		その他有価証券評価差額金	656,082
		純 資 産 合 計	4,684,818
資 産 合 計	6,400,779	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,400,779

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準および評価方法

#### ① 有価証券の評価基準および評価方法

- ・ 子会社株式 ----- 移動平均法に基づく原価法
- ・ その他有価証券
  - 時価のあるもの ----- 決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - 時価のないもの ----- 移動平均法に基づく原価法

#### ② たな卸資産の評価基準および評価方法 ----- 総平均原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 ----- 法人税法と同一の耐用年数を適用し、平成10年4月1日以降に取得した建物、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法（リース資産を除く）
- ② 無形固定資産 ----- 法人税法の規定による定額法（リース資産を除く）
- ③ リース資産 ----- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ----- 貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、特定債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ----- 従業員の賞与の支給にあてるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき見積額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 ----- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき計上しております。  
なお、令和3年4月30日現在の年金資産合計は、387,727千円であります。
- ④ 役員退職慰労引当金 ----- 役員退職慰労金支給の内規は、平成15年7月に廃止され、その時点における要支給額を計上しております。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### ② 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。